

アナログ規制の点検・見直し の促進について

デジタル原則への適合に向けた条例、規則等の点検と見直し

「アナログ規制」とは

定義

法律・条例をはじめとする社会制度やルールで規定される、
人の目による確認・現地での調査・書面での掲示、
など、アナログ的な手法を前提とする古い規制のこと。（＝「デジタル原則」に適合しない規制）

見直しのねらい

規定上いつでもデジタル技術を活用できる環境を整え、生産性の向上・人手不足の解消・経済成長につなげる。
（＝必ずしも、今直ぐデジタル技術による運用に転換する必要はありません）

代表的なアナログ規制（7類型＋記録媒体）

目視規制	人が現地に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、目視によって判定すること（検査・点検）や、実態・動向などを目視によって明確化すること（調査）、人・機関の行為が遵守すべき義務に違反していないかどうかや設備・施設の状態等について、一定期間、常時注目すること（巡視・見張り）を求めている規制
実地監査規制	人が現場に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、書類・建物等を確認することによって判定することを求めている規制
定期検査・点検規制	施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、一定の期間に一定の頻度で判定すること（第三者検査・自主検査）や、実態・動向・量等を、一定の期間に一定の頻度で明確化すること（調査・測定）を求めている規制
常駐・専任規制	（物理的に）常に事業所や現場に留まることや、職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任にあたること（1人1現場の紐付け等）を求めている規制
対面講習規制	国家資格等の講習をオンラインではなく対面で行うことを求めている規制
書面掲示規制	国家資格等、公的な証明書等を対面確認や紙発行で、特定の場所に掲示することを求めている規制
往訪問覧・縦覧規制	申請に応じて、又は申請によらず公的情報を閲覧・縦覧させるもののうち、公的機関等への訪問が必要とされている規制
フロッピーディスク等の記録媒体を指定する規制	申請等の行政手続や民間手続、文書の作成・保存等において、「フレキシブルディスク」「シーディー・ロム」「磁気テープ」等、個別（具体）の記録媒体の使用を定めている規定



自治体における見直し内容例（公告式条例（下記は愛媛県宇和島市の事例））

改正後	改正前
（公布の方法） 第2条 2 条例の公布は、原則として、市公式ホームページに掲載することにより行うものとする。	（公布の方法） 第2条 2 条例の公布は、別表の掲示場に掲示することにより行うものとする。
見直しの方法として、このほか、以下のような事例が見られる ①デジタルのみを規定 「条例の公布は、●●市ホームページに掲載してこれを行う。」 ②デジタル/アナログ公布の双方を規定 「条例の公布は、次に掲げる方法により、これを行う。 (1) ●●市ホームページに掲載する方法 (2) ●●市役所前掲示場に掲示する方法」	

（参考）国（総務省）における条例公布時の首長署名に係る見直し内容（地方自治法）

改正後	改正前
第16条 4 当該普通地方公共団体の長の署名（総務省令で定める署名に代わる措置を含む。）、施行期日の特例その他条例の公布に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。	第16条 4 当該普通地方公共団体の長の署名、施行期日の特例その他条例の公布に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。

業 務 内 容

地方自治法第16条第4項に基づき各自治体が制定する公告式条例に従い、新たに制定・改正された条例を公布する業務

見 直 し 内 容

【見直し前】首長が署名した例規を役所前掲示場等に掲示する方法で、条例の公布を実施

【見直し後】首長が署名した例規を自治体ホームページに掲載する方法で、条例の公布を実施

活 用 技 術

インターネット

※後述する首長署名の電子化についてはデジタル署名技術を活用

効 果

○自治体担当者の書面掲示に係る業務の削減

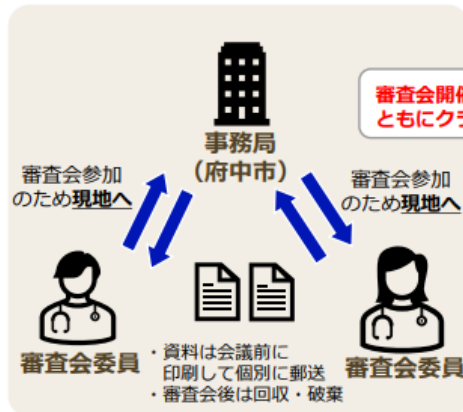
見直し前は、天候に関わらず屋外の掲示場（支所等を含む）への掲示が必要。

○書面掲示用の例規の印刷枚数の削減

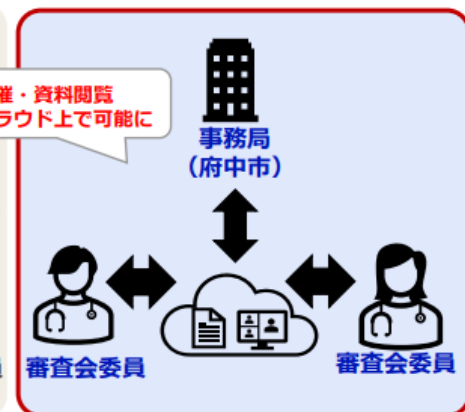
そ の 他
参 考 情 報

○地方自治法上、条例公布時の首長の「署名」は、自署と解されるが、令和7年5月16日公布・施行の第15次一括法(左記参考参照)で、自署に加えて電子署名が認められた。これにより、条例公布事務をデジタルで完結することが可能となった。

<見直し前>



<見直し後>



新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（その2）（厚生労働省、抜粋）

Q2 介護認定審査会の委員から、医療機関や介護福祉施設に勤務する者が一同に集まることは避けるべきではないかと申出があったが、介護認定審査会の開催は必ず対面で行わないといけなのか。

A2 介護認定審査会の開催に当たっては、ICT等の活用により会議ができる環境が整えられれば、必ずしも特定の会場に集まって実施する必要はない。

また、これらの機器の整備等がない場合、例えば、あらかじめ書面で各委員から意見を取り寄せ、電話を介して会議を行い、判定を行うような取扱いとしても差し支えない。

ICT等を活用した介護認定審査会の開催について（厚生労働省、抜粋）

介護保険行政の円滑な運営につきましては、日頃から御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（その2）」（令和2年2月28日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）において、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、介護認定審査会の開催に当たっては、ICT等の活用により会議ができる環境が整えられれば、必ずしも特定の場所に集まって実施する必要はない旨をお示ししております。

本取扱いについては、介護認定審査会の業務効率化や日程調整等の事務負担軽減の観点から、今後、新型コロナウイルス感染症対策に限らず、実施できることとします。内容について御了知の上、管内市町村への周知をお願いいたします。

府中市介護認定審査会規則（改正なし）

（会議体の招集）

第5条 会議体は、各会議体の長が招集する。

業 務 内 容	要介護認定に係る審査会運営業務
見 直 し 方 法	運用の見直し ※ 厚生労働省からオンライン開催を可能とする旨の事務連絡が発出されたこと、市の条例等の規定は開催方法を限定するものではないと整理できたことにより、現行の規定のままオンライン化が可能と判断し、運用を見直したもの
見 直 し 内 容	【見直し前】・審査会は市役所等で対面開催 ・資料は紙で配布・閲覧 【見直し後】・審査会はオンライン開催とし、職場・自宅等から参加 ・資料はクラウド上にアップロードした電子データを閲覧
活 用 技 術	クラウド型Web会議サービス
効 果	- 審査会を対面開催からオンライン開催へ変更したことで、会議参加のため現地へ赴く必要がなくなり、委員の移動時間と拘束時間を縮減 - また、資料を紙から電子データへ変更したことで、膨大な資料の印刷、委員への郵送、回収、廃棄を行う必要がなくなり、諸経費（資料の印刷費、用紙代、郵送費）の削減及び審査会運営に携わる職員の事務負担を大幅に軽減

国・市町村の取組状況

99%

国は見直しが必要な8,162件の約99%が見直し完了（R8.3時点）

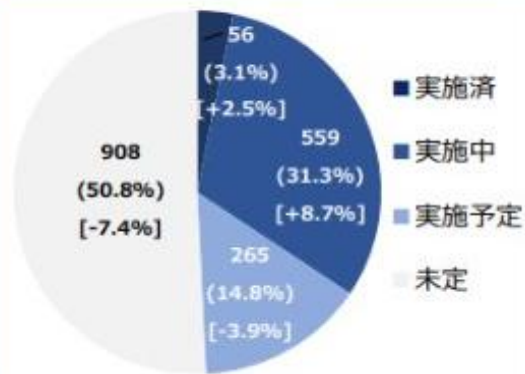
34%

全国の市区町村等で取組が「実施済」または「実施中」

国はすでに完了

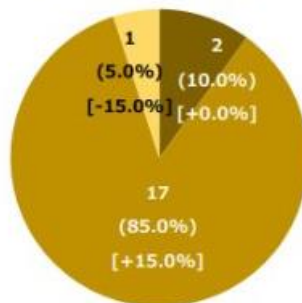
2022.7～2024.6を集中改革期間として、代表的な7類型を中心に点検・見直しを実施済。

全団体（1,788団体）

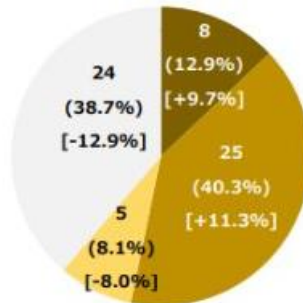


市町村※特別区含む（1,741団体）

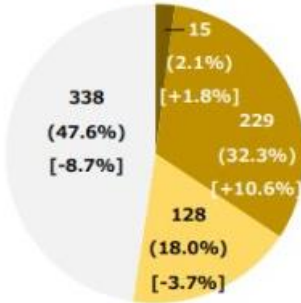
政令指定都市（20）



中核市（62）



一般市（710）



■ 実施済 ■ 実施中 ■ 実施予定 ■ 未定

見直しの進め方（デジタル庁の5ステップ）

『地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル（デジ庁）』に基づく手順は以下の通り。令和8年度はStep3以降の取組からスタート。



Step1・2 は完了済 令和7年度の[前橋市DX推進計画2.0](#)への改定により本取組を計画上に位置づけ。合わせて株式会社ぎょうせいへの委託により、例規集を一通り洗い出した。

推進体制と役割分担



情報政策課

推進部門

- 全体への説明・進捗の取りまとめ
- BPR（業務改革）の伴走支援
- 追加調査の実施、作業用excelファイルの提供



文書法制課

推進部門

- 例規（条例、規則等）の改正の取りまとめ
- 改正文の作成支援・法制審査
- 改正手法の助言・検討



所管課

規制所管部門

- 該当チェックとexcel入力
- 見直し方針・手法の検討
- 例規の改正案作成、取組の実施

点検方法

デジ庁のキーワード検索を元に、機械的に洗い出しを実施。規制に当たらない場合もあることから、[判定チャート](#)を基に、各所属にて、条項ごとに見直しの方向性の検討を進めている。

規制の洗い出し				
条文／規定内容 ※内容現在：令和7年6月30日 ※施行基準日：令和9年4月1日	留意事項	根拠法令等名／ 通知・通達等名／ 条例等名	フェーズ (現在のデ ジタル活用 段階)	見直しの方向性（非該当、見直し不要のみ7月中を目安）
(条例の公布) 第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入してその末尾に市長が署名しなければならない。	左記の公布に関する規定については、他例規において引用されていることが多いため、それらの例規の規定も併せて御検討ください。	当該例規	1②	a-1.要見直し（条文の改正が必要） a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） b-3.見直し不要（アナログ的な手段に限定されているが、デジタル化による見直しは困難）
(他の法令等との調整) 第17条 法令又は他の条例の規定により、行政情報の閲覧、縦覧又は写しの交付の手續が定められている場合における当該行政情報の閲覧、縦覧及び写しの交付については、当該法令又は他の条例の定めるところによるものとする。	アナログ規制である可能性は低ですが、アナログ規制のキーワードが含まれているため、念のため掲載しています。			a.非該当（対象外）

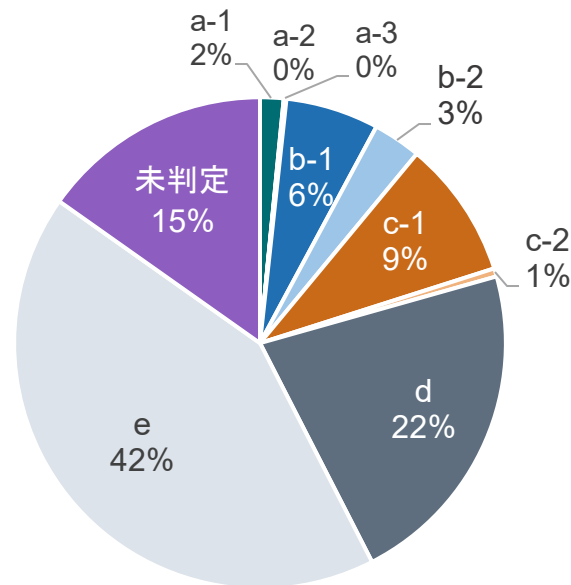
改正が必要なもの

見直しの対象外
(手法を表していない)

各課の取組状況

判定済の条項数 2,364件（2,788件中） ※8/12時点

a-1.要見直し（条文の改正が必要）	43
a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要）	1
a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	4
b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	171
b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	88
c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	253
c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在）	15
d.継続検討	609
e.非該当（アナログ規制の検討対象外）	1,180
未判定	424



本市のスケジュール（令和8年度）

R7年度～6月	●	準備	DX推進計画への位置づけ・各課作業準備
7/10	●	庁内説明会	全庁へ取組を周知（情報政策課・文書法制課）
7月中下旬	●	分類整理・見直し方針の決定	担当課確認／分類の確認／規制に該当するか（非該当・見直し不要）を入力
8～11月	●	見直し方針確定 改正案検討・伴走支援	非該当・見直し不要以外の見直し方針を確定／追加調査・BPR 伴走支援／改正文の作成支援／予算要求
12～1月	●	改正案作成・法制審査	12月上旬までに条例、規則及び訓令の改正案を提出／文書法制 課、法規審査委員会等で審査／議案の作成
2月	●	常任委員会で報告	要綱改正もあわせて検討
3月	●	3月議会に提出	条例の改正に係る議案を議会に提出

見直し方針の確定に当たって

自分ごと化して見直しに取り組んでいただきたい

- 解釈や運用で既にデジタル化が可能な条項も含まれる
- 国においても見直しを進めているため、
根拠法令等の改正状況を確認の上、他市の事例も参考にしながら見直しを進めていただきたい
- この機会に、**既存の事務フローも見直し**、必要な改正を進めたい

引き続きご協力をお願いします。

【取組概要】

住民が行政サービスを柔軟に選択し利用できる環境の整備を図るため、目視による確認、現地調査、書面提示等のアナログ手法を前提とした規制条項について点検・見直しを行い、組織全体のデジタル化を推進します。

アナログ的な手法



例規改正

デジタル技術の活用



市民目線

- ・ 現地での確認が必要だった作業を、遠隔で安全かつ効率的に実施できる
- ・ オンライン上で、より柔軟かつ迅速に行政サービスを受けられる

職員目線

- ・ 現地への移動時間が無くなることにより業務コストが削減する
- ・ 書面提出の廃止により、事務処理を簡素化できる
- ・ デジタル手法が可能となる体制を整えることで、将来的な人員不足にも対応しやすい

取組事項（令和8・9年度）

アナログ規制条項（条例、規則）のうち、デジタル原則に照らした見直し／対象となる条項の改正率100%

デジタル技術の導入に向けた伴走支援

行政のデジタル化を阻害する要因を解消することにより、迅速かつ効率的な行政運営を実現します

導入支援により、行政サービスの利便性が向上し、官民連携の手法が多様化・効率化されます

WG年次計画

WG名		制度デジタル化WG
項 目	内 容	
実現したい未来	アナログ手法を前提とした条項や押印等を要件とする制度上の規制を見直すとともに、契約関係業務の電子化を図り、組織全体のデジタル化を推進していくことによって、住民が行政サービスを柔軟に選択し利用できる環境を整備する。	
R8年度の活動計画	・アナログ規制の対象条項の見直し ・契約関係業務の電子化	
ゴール設定（活動指標）	定量的	アナログ規制条項（条例、規則）のうち、デジタル原則に照らした見直し／対象となる条項の改正率100%
	定性的	・デジタル技術の導入に向けた伴走支援の実施 ・契約関係業務のシステム導入に向けた例規の整備、契約関係業務システムの利用開始
マイルストーン		
時 期	項 目	
第1 四半期（4-6月）	・WGキックオフ ・庁内説明準備	
第2 四半期（7-9月） ※9月:中間報告	・庁内説明、各所属にて見直し条項の確認、見直し対象事業の電子化検討 ・契約関係例規の把握、情報共有システム利用開始	
第3 四半期（10-12月） ※10月:予算要求	・行政手続オンライン化の障壁となる制度の抽出、解決策の検討 ・見直し対象条項の改正準備、電子に向けた伴走支援 ・契約関係例規の整備	
第4 四半期（1-3月） ※2月:活動報告	・行政手続オンライン化の障壁となる制度の解決策検討・実装 ・見直し対象条項の改正（3月議会）、電子化に向けた伴走支援の継続 ・一部所属での電子契約システム利用開始、電子納品保管管理システムの利用開始 ・年度総括、活動報告会	